

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ヤマダホールディングス	コード	9831
提出日	2024/6/4	異動(予定)日	2024/6/27
独立役員届出書の提出理由	2024年6月27日開催予定の第47回定時株主総会において、監査等委員会設置会社移行に伴う取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の選任議案が付議されたため。		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	得平 司	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
2	光成 美樹	社外取締役	○														○	訂正・変更	有
3	飯村 北	社外取締役	○										○					訂正・変更	有
4	吉永 國光	社外取締役	○								△							訂正・変更	有
5	石井 裕久	社外取締役	○								△							訂正・変更	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	得平 司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。	得平 司氏は、家電業界に精通したコンサルタントとして、販売の現場からマーケット環境調査まで、日本国内のみならずアメリカや中国等の諸外国へも自らの足を運び調査・分析を行っており、それらに基づく教育やセミナー、レポート、コンサルティング等は、家電業界のみならず、その他の小売業界、証券業界においても高い評価を得ています。当社グループの経営に対しても長年にわたる豊富な経験と知見に基づき、現場目線での有益な意見や助言をいただいております。また、小売業全体としての重要なテーマのひとつである店舗とECを組み合わせたコンサルティングも得意としており、当社グループの店舗インフラを最大限活用したEコマース事業の拡大・融合においても、市場分析、現場目線による指摘、助言、支援をいただいております。この度、当社は、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。更なるガバナンスの強化とともに、持続的成長及び企業価値向上を図り、当社グループが目指す「くらしまること」戦略の推進のため、同氏の第三者視点での客観的な分析、助言や当社経営陣への指摘は必要不可欠と判断し、独立役員として選任いたしております。
2	光成 美樹氏は、株式会社FINEVの代表取締役、公益財団法人日本適合性認定協会の理事、株式会社ソラストの社外取締役及びユアサ商事株式会社の社外取締役であります。当社とユアサ商事株式会社との間に電気機械器具等の売買などの取引がありますが、同社との取引規模は当社連結売上高の0.0001%未満であることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、当社と株式会社FINEV、公益財団法人日本適合性認定協会、株式会社ソラストの間には特別の関係はありません。	光成 美樹氏は、企業戦略に沿った気候関連や自然環境を含むサステナビリティの取り組み、地理情報システム(GIS)を活用した評価、分析、可視化等に関する豊富な専門知識、コンサルティング能力を有しており、多くの企業に対する支援を行っております。当社グループは、ESG・サステナビリティマネジメントを通じ、幅広いステークホルダーのニーズに応え、事業を通じた社会課題の解決に向け、SDGsの3つの重要課題を定め、取り組みを積極的に推進しております。この度、当社は、監査等委員会設置会社への移行を予定しておりますが、更なるガバナンスの強化とともに、当社グループの「くらしまること」戦略を推進するために、ESG・サステナビリティマネジメントや、GISをはじめとするデジタル情報を活用した店舗・エリア分析等は切り離すことはできず、今後、さらに重要度を増すものと考えております。同氏の豊富な知見に基づく客観的かつ的を射た助言は、今後も当社グループのESG・サステナビリティマネジメントを通じた企業価値向上に不可欠であると判断し、独立役員として選任いたしております。
3	飯村 北氏は、ITN法律事務所の代表弁護士であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.0002%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。また、同氏はマルハニチロ株式会社の社外取締役、古河電池株式会社の社外取締役及び株式会社三陽商会の社外監査役であります。当社とマルハニチロ株式会社、古河電池株式会社及び株式会社三陽商会の間には特別の関係はありません。	飯村 北氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と優れた見識に基づき、公正・中立の立場で、第三者の観点から、当社グループの経営に対する有益な指摘、助言をいただいております。当社は、2020年10月に持株会社体制へ移行しており、その事前準備の段階から体制整備に至るまで、幅広くかつ多くのアドバイスをいただく等、法律面、コーポレート・ガバナンス強化の面で独立性のある社外監査役としてその職責を十分に果たしていただいております。また、同氏は、当社以外にも複数企業の社外役員に就任されており、その能力が企業運営・ガバナンスの強化に非常に有意なものであることの現れであると認識しております。当社グループは、「くらしまること」戦略を推進しておりますが、この度、当社は、監査等委員会設置会社への移行を予定しており、これまで以上にガバナンスの強化が求められます。同氏の法律面における豊富な経験と専門的な知見、それらに裏付けられた適切な助言・指摘は、当社グループの監査機能の強化に不可欠であると判断し、独立役員として選任いたしております。

4	吉永 國光 氏は、過去10年間に於いて当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社東和銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、代表取締役頭取及び代表取締役会長並びに相談役等を歴任されておりました。	吉永 國光 氏は、大蔵省(現 財務省)、岩手県副知事、関東財務局長、東和銀行頭取等を歴任、特に、金融機関時代においては、積極的な顧客支援の取り組みを推進する等、古い慣習にとらわれない柔軟かつ迅速な施策を打ち出し、新しい銀行のあり方を自ら率先して取り組んできた実績があります。2022年6月の当社社外取締役への就任以降、それらの知識と豊富な経験を活かし、当社グループの特に金融セグメントにおけるヤマダNEOBANKの推進をはじめ、管財本部を中心とした金融機関との関連部門に対し、指摘、助言をいただいております。これまで、独立性のある社外取締役としてその職責を十分に果たしていただいております。当社グループは、「くらしまるごと」戦略を推進しておりますが、この度、当社は、監査等委員会設置会社への移行を予定しており、これまで以上にガバナンスの強化が求められます。同氏の金融面における豊富な経験と専門的な知見、それらに裏付けられた適切な助言・指摘は、当社グループの監査機能の強化に不可欠であると判断し、独立役員として選任いたしております。
5	石井 裕久 氏は、過去10年間に於いて当社の特定関係事業者(主要な取引先)である株式会社みずほ銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、執行役員 市場ユニット担当(セールス&トレーディング)及び理事を歴任されておりました。	石井 裕久 氏は、第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行)時代から、国内外の営業部門、間接部門を問わず、さまざまな部署・職種を経験されており、また、第一勧業銀行・富士銀行・日本興業銀行の3行経営統合後も、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ投信投資顧問株式会社(現 アセットマネジメントOne株式会社)の代表取締役をはじめとした主要ポストを歴任し、「実務者」として、「経営者」としての両面で豊富な経験や知見を有する非常に貴重な能力の持ち主であります。これまで同氏は、当社グループの財務・経理等をはじめとする間接部門の業務執行状況や投資経験を活かした指摘、助言をいただいております。独立性のある社外監査役としてその職責を十分に果たしていただいております。当社グループは、「くらしまるごと」戦略を推進しておりますが、この度、当社は、監査等委員会設置会社への移行を予定しており、これまで以上にガバナンスの強化が求められます。同氏の財務・会計や投資面における豊富な経験と専門的な知見、それらに裏付けられた適切な助言・指摘は、当社グループの監査機能の強化に不可欠であると判断し、独立役員として選任いたしております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。